

11月21日～30日は「最低賃金周知旬間」です

スローガン

『必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も』

平成22年度最低賃金周知旬間について

最低賃金のより一層の周知を

愛知労働局長

くまがいのたけし
熊谷 毅



まで「最低賃金周知旬間」として、より一層の周知広報活動に取り組むこととしています。

さて、愛知県の最低賃金は、県内のすべての労働者とその使用者に適用される「愛知県最低賃金」と、特定の産業の労働者とその使用者に適用される8業種の「産業別最低賃金」

賃金」があり、「愛知県最低賃金」については、本年10月24日から、13円引き上げ、**時間額745円**に改正いたしました。（産業別最低賃金については、12月中旬の改正を目的に、調査審議を行っています）
ところで、平成21年における愛知県内の最低賃

金の履行確保を主眼とした監督実施結果をみると、愛知県最低賃金額以上の賃金を支払っていない事業者が19・8%ありました。最低賃金制度のより一層の周知が望まれます。

つきましては、本最低賃金周知旬間を機に、すべての労働者に対する支払い賃金額の確認を行っていただくとともに、取引業者などに対しまして、最低賃金の履行確保が図られるよう、発注条件などにつきましても特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省では、本年度、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしている最低賃金制度を広く周知するため、

『必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も』

を全国統一のキャッチフレーズとして、最低賃金の周知活動を展開しているところです。

愛知労働局におきましても、11月21日から30日

平成22年10月24日から

愛知県最低賃金は

時間額745円に改正されました

愛知労働局
名古屋北労働基準監督署